

工商行政管理機関による 独占協議行為の禁止についての規定

2011年2月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家工商行政管理総局令
第53号

「工商行政管理機関による独占協議行為の禁止についての規定」は中華人民共和国国家工商行政管理総局の局務会議の審議を経て採択されたので、ここに公布し、2011年2月1日から施行する。

局長 周伯華
2010年12月31日

工商行政管理機関による独占協議行為の禁止についての規定

第一条

経済活動における独占協議行為を禁止するために、「中華人民共和国独占禁止法」(以下、「独占禁止法」という)に基づき、本規定を制定する。

第二条

経済活動における事業者による独占協議の締結を禁止する。

独占協議とは、独占禁止法第十三条、第十四条、第十六条の規定に違反し、事業者同士の間で締結され、又は業界・協会が同業種の事業者を組織して締結させた、競争を排除・制限する協議、決定又はその他の協同行為をいう。

協議又は決定は、書面形式及び口頭形式が含まれる。

その他の協同行為とは、事業者が明確に書面又は口頭形式の協議又は決定を締結されていないものの、実質的には協調一致の行為が存在することをいう。

第三条

その他の協同行為を認定するには、以下の要素を考慮しなければならない。

- (一) 事業者の市場行為に一致性があるか否か。
- (二) 事業者同士の間意思疎通又は情報交流が行われたか否か。
- (三) 事業者は一致した行為について合理的な解釈をできるか否か。

その他の協同行為を認定するには、関連市場の構成、競争状況及び市場変化状況、業種状況等も考慮しなければならない。

第四条

競争関係にある事業者が商品の生産数量又は販売数量の制限について、次に掲げる独占協議を締結することを禁止する。

- (一) 生産数量の制限、生産数量の固定、生産停止等の方式を通じて、商品の生産数量を制限し、又は商品の特定品種、規格の生産数量を制限する。
- (二) 商品供給の拒絶、商品放出量の制限等の方式を通じて、商品の販売数量を制限し、又は商品の特定品種、規格の販売数量を制限する。

第五条

競争関係にある事業者が販売市場又は原材料調達市場の分割について、次に掲げる独占協議を締結することを禁止する。

- (一) 商品の販売区域、販売対象又は販売商品の種類、数量を分割する。
- (二) 原料、半製品、部品、関連設備等の原材料の調達区域、種類、数量を分割する。
- (三) 原料、半製品、部品、関連設備等の原材料のサプライヤーを分割する。

第六条

競争関係にある事業者が新技術、新設備の購入制限又は新技術、新製品の開発制限について、次に掲げる独占協議を締結することを禁止する。

- (一) 新技術、新工芸の購入、使用を制限する。
- (二) 新設備の購入、リース、使用を制限する。
- (三) 新技術、新工芸、新製品への投資、研究開発を制限する。
- (四) 新技術、新工芸、新設備の使用を拒否する。
- (五) 新しい技術標準の採用を拒否する。

第七条

競争関係にある事業者が取引の共同ボイコットについて、次に掲げる独占協議を締結することを禁止する。

- (一) 特定の事業者に対する納品又は商品販売を共同して拒否する。
- (二) 特定の事業者の商品の購入又は販売を共同して拒否する。
- (三) 共同して特定の事業者に限定し、自分と競争関係にある事業者と取引しないようにする。

第八条

本規定で明確に規定されていないその他の独占協議については、価格独占協議を除き、国家工商行政管理総局が法により認定するものとする。

第九条

業界・協会が以下のような方式を通じて、同業界の事業者を組織して本規定に禁止される独占協議行為を実施させることを禁止する。

- (一) 競争を排除・制限する内容を含む業界・協会定款、規則、決定、通知、基準等を制定・発布する。
- (二) 競争を排除・制限する内容を含む協議、決議、議事録、備忘録等を締結するよう、同業界の事業者に対して召集、組織又は推進する。

第十条

事業者が本規定の第四条ないし第八条の規定に違反し、独占協議を締結かつ実施した場合、工商行政管理機関はそれに対して、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、また前年度売上高の百分の一以上百分の十以下に相当する罰金を科す。締結した独占協議をまだ実施していない場合、50万元以下の罰金を科すことができる。

業界・協会が本規定の第九条の規定に違反し、同業界の事業者を組織して独占協議を締結させた場合、工商行政管理機関はそれに対して、50万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、工商行政管理機関は社会团体登記管理機関に提起して、法により登録を取り消すよう要請することができる。

工商行政管理機関は具体的な罰金額を決定する際に、違法行為の性質、情状、程度、持続時間等の要素を考慮しなければならない。

事業者同士で結託し、又は業界・協会が事業者を組織して結託させ、まだ独占協議の締結まで至っていない場合、工商行政管理機関は直ちに制止しなければならない。

事業者が自主的に独占協議行為を停止した場合、工商行政管理機関は事情を斟酌して、当該事業者に対する処罰を軽減又は免除することができる。

第十一条

事業者が自発的に工商行政管理機関に対して、締結された独占協議に関する情報を報告し、かつ重要な証拠を提供した場合、工商行政管理機関は事情を斟酌して、当該事業者に対する処罰を軽減又は免除することができる。

工商行政管理機関は処罰の軽減または免除を決定するに当たり、事業者による自主的報告の時間の順序、提供された証拠の重要度、独占協議の締結・実施に関する状況及び調査に対する協力状況によって実施しなければならない。

重要な証拠とは、工商行政管理機関による調査の開始、又は独占協議行為の認定に対して決定的な役割を果たせる証拠をいい、独占協議に参加した事業者、関連する商品の範囲、協議の締結に関わる内容及び方式、協議の具体的な実施状況等を含む。

第十二条

最初に自発的に、締結された独占協議に関する情報を報告し、重要な証拠を提供し、また全面的かつ自発的に調査に協力した事業者については、処罰を免除する。その他の自発的に工商行政管理機関に対して、締結された独占協議に関する情報を報告し、かつ重要な証拠を提供した事業者については、事情を斟酌して処罰を軽減する。

第十三条

本規定の第十一条、第十二条でいう処罰の軽減又は免除とは、主として独占禁止法第四十六条に規定されている罰金に対する軽減又は免除をいう。

第十四条

事業者は、締結された協議が独占禁止法第十五条の規定に該当していることを証明する資料を提供できる場合、工商行政管理機関の認定の上、本規定を適用しないものとする。

第十五条

工商行政管理機関が本規定に準拠して行った行政処罰等の決定に対して不服がある場合、法に従って行政複議の申立、或いは行政訴訟の提訴を行うことができる。

第十六条

工商行政管理機関の独占禁止法執行人員は、「独占協議、市場支配的地位の濫用案件を摘発するための工商行政管理機関の手順規定」の規定に基づき、厳格に法により事件の調査と処理をしなければならない。

工商行政管理機関の独占禁止法執行人員が職権を濫用し、職責を軽視し、情実にとらわれて不正行為をし、又は法執行過程に知り得た営業秘密を漏洩した場合、関連規定により処理する。

第十七条

農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、運輸、貯蔵等の経営活動において実施した連合又は協同行為については、本規定は適用されない。

第十八条

本規定でいう商品にはサービスが含まれる。

第十九条

本規定の解釈については、国家工商行政管理総局が責任を負う。

第二十条

本規定は2011年2月1日から施行する。